

海外駐留の自衛隊に関する地位協定覚書

— 刑事裁判管轄権を中心に —

岩本 誠吾

1. はじめに
2. 在日駐留軍の地位協定
 - 1) 在日米軍地位協定
 - 2) 国連軍地位協定
3. 在外自衛隊の地位協定
 - 1) カンボジア PKO 派遣
 - 2) ザイール難民救援派遣
 - 3) イラク復興支援派遣
 - 4) クウェート空輸支援派遣
 - 5) ジブチ海賊対処派遣
4. 地位協定の国際比較—ジブチ関連—
 - 1) 米国・ジブチ地位協定
 - 2) EU・ジブチ地位協定
5. 地位協定の分類とその特徴
6. まとめにかえて

1. はじめに

厭戦気分や軍事アレルギーに満ちた戦後日本の国内状況の中で、1954年7月1日に防衛庁が設置され、自衛隊⁽¹⁾が発足した。その発足に先立つ6月2日に、参議院は、「自衛隊の海外出動禁止決議」⁽²⁾を採択し、自衛隊の海外出動は行われなことが確認された。その「海外出動禁止」の意味するものは、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣する「海外派兵」が禁止されるのであって、武力行使の目的を持たないで部隊を他国へ派遣する「海外派遣」は禁止されてはいない⁽³⁾、と考

えられた。もっとも、法律上、自衛隊の任務、権限として規定されなかったので、自衛隊は、発足以来長い間、部隊として海外に派遣され外国領域に駐留して実任務（訓練を除く）を帯びた国際活動を履行することはなかった。

むしろ、日本は、戦後米国に占領され、対日講和条約（1952年）と同時に締結された旧日米安保条約によって、米軍に対する基地の提供、すなわち米軍の駐留が制度化され、米軍の駐留が現在にまで至っている。一般的には、外国軍の駐留に伴う様々な法的問題を解決するために、名称の如何を問わず、外国軍の法的地位を規定する地位協定（Status of Forces Agreement、SOFA）が軍隊派遣国と外国軍受入国との間で締結される。日米間でも、下記の通り、日米地位協定が締結されている。日本は、常に外国軍受入国の立場から、政府も国民も一致して、在日米軍関連の事件が発生する度に、軍隊派遣国（米国）に対して、自国の主権制限を極力最小限のものにしようと主張し、交渉してきた。

しかし、日本が軍隊受入国から軍隊派遣国の立場へと安全保障戦略を大きく転換させる契機となったのは、1990・91年の湾岸危機・湾岸戦争であった。日本は、当該事案に対して1兆円を越える経済的支援をしたにも拘らず、「ヒト（軍隊）」の派遣がなかったことによる「ジャパン・パッシング（日本叩き）」が起り、国際社会から「ジャパン・パッシング（日本無視）」されかねない状況に陥った。そのため、日本は、自衛隊法上、近海しか想定していなかった「機雷等の除去（99条）」の名目で、湾岸戦争直後（4月～10月）のペルシャ湾に海上自衛隊の掃海艇を派遣し、その後の自衛隊による国際活動の端緒を開いた。

1992年には、国際平和協力法（平成4年6月19日法律79号）により、国連カンボジア暫定機構（UNTAC）の一員として参加した日本の陸上自衛隊は、戦後初めて外国（カンボジア）に駐屯して、実任務である国連平和維持活動（PKO）を実施した。その後、国連の枠外、すなわち、日本と外国との二国間交渉（ザイール派遣、クウェート派遣、ジブチ派遣）及び指揮命令系統は別立てとする多国籍軍（イラク派遣）の枠内で、日本の

自衛隊が外国領域内に駐留する事例が、幾つか蓄積されてきた。この動きに対応して、自衛隊法も、従来「第8章 雑則」に規定してきた「付随的な任務」の国際平和活動を、3条の任務に追加する、いわゆる「本来任務」化の改正⁽⁴⁾（2006年12月15日成立、2007年1月9日施行）が行われた。

このような自衛隊の海外駐留に際して、今まで日本が拠って立つ論理とは逆に、すなわち、軍隊受入国ではなく軍隊派遣国の立場から、日本と他国との間で自衛隊の法的地位をめぐる地位協定が、交渉され締結されている。本稿の目的は、「受入側の論理」から日本が従来主張していた地位協定の法的議論と、近年日本が新たに経験している「派遣側の論理」から締結された地位協定の内容を比較検討するとともに、それが他国間の地位協定の締結状況の中でどのように位置付けられ評価されるかを考察することで、日本が、軍隊受入国であれ、軍隊派遣国であれ、地位協定に対してどのような立場を取るべきかという今後の法的議論における一つの新たな問題提起をすることである。

ちなみに、自衛隊の部隊としての海外派遣・駐留は1990年代以降であるが、自衛官は、個人として、自衛隊設立当初より海外に派遣され駐在してきた。一つは、「防衛駐在官」⁽⁵⁾として、36ヶ所の在外公館に47名（2004年6月現在）⁽⁶⁾が、もう一つは、「在外公館警備対策官」⁽⁷⁾として、32箇所の在外公館に32名派遣されている⁽⁸⁾。

註

- (1) 政府の答弁書において、「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし自衛権の要件が満たされる場合には武力を行使して我が国を防衛する組織であることから、一般的にはジュネーブ諸条約上の軍隊に該当すると解される。」と述べていることから、国内法、特に日本国憲法における議論に係らず、国際法上の法的地位は、国防のための武装集団、いわゆる「軍隊 (Armed Forces)」である。『内閣参質155第2号 参議院議員櫻井充君提出 自衛隊員とジュネーブ諸条約上の捕虜との関係に関する質問書に対する答弁書（2002年12月6日）』。それ故、国際法上、自衛官は軍人であり、自衛艦は軍艦であり、自衛隊機は軍用機である。
- (2) 『防衛ハンドブック 平成21年度版』朝雲新聞社2009年614頁。

- (3) 「衆議院稲葉誠一議員質問主意書に対する答弁書（昭和55年10月28日）」、『前掲書』613頁。
- (4) 自衛隊法3条は、「主たる任務」の国土防衛と「従たる任務」の治安維持その他を合わせて従来「本来任務」として規定していた。それに、国連PKOその他の国際平和活動を「付随的な任務」から「従たる任務」として3条2項として追加した（本来任務化）。
- (5) 外交関係条約上、外交職員である駐在武官（陸軍駐在官、海軍駐在官、空軍駐在官、日本では「防衛駐在官」の用語を用いている）として勤務し、外交官としての身分保障から、接受国の刑事管轄権から免除される（31条）。対外的呼称に関して、1955年の防衛庁と外務省の間の「防衛駐在官に関する覚書」を2003年5月に改正したことにより、「1等書記官兼防衛駐在官」が「防衛駐在官・1佐（又は将補）」と変更された。『朝雲』2003年5月15日付。
- (6) 防衛庁編『日本の防衛 防衛白書平成16年版』2004年186-187頁。
- (7) 2000年1月の外務省令の改正により、以前の「警備官」という名称は「在外公館警備対策官」に変更された。任務は、在外公館の警備対策の企画立案である。従来、自衛官（1尉）が外務省に出向し、身分を離れて外務事務官（この場合も、外交特権が付与される）として赴任し、階級呼称及び制服着用が禁止されていた。しかし、本改正により、出向元の身分を併有したまま警備対策官に任じられるように運用が改正され、制服着用や身分呼称が認められるようになった。参照『朝雲』2000年1月27日付、『官報 第154回衆院院武力攻撃事態対処特別委員会会議録第12号』2002年5月29日14-15頁。
- (8) 『官報 第154回衆院院武力攻撃事態対処特別委員会会議録第10号』2002年5月23日3頁。

2. 在日駐留軍の地位協定

先ず、日本に駐留する外国軍隊の地位協定を概観する。

1) 在日米軍地位協定⁽⁹⁾

日本は、第2次大戦後の対日平和条約（1951年9月8日署名、1952年4月28日発効）により、集团的自衛権に基づく集团的安全保障取極を締結することが承認され（5条c）、占領終了後にも外国軍隊の駐留も認められた（6条a）。対日講和条約と同時に、独立後も自衛手段を保有しない日本の防衛のために、米軍の駐留を希望して（条約前文）、旧日米安保

条約が締結された。

旧日米安保条約に基づいて駐留する米軍の法的地位を規定したのが、日米行政協定（1952年2月28日署名、同年4月28日発効）である。それによれば、「北大西洋条約協定が合衆国について効力を生じるまでの間、合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有する（17条2項⁽¹⁰⁾。）」

米軍に対する専属的裁判権の適用期限の条件とされた北大西洋条約（NATO）の地位協定（1951年6月19日署名、1953年8月23日発効⁽¹¹⁾）は、派遣国の専属的裁判権を、派遣国の軍法に服する者に対し、派遣国の法令によって罰することができる罪で受入国の法令によって罰することができないもの（派遣国の安全に関する罪を含む。）について限定する（7条2項）。派遣国と受入国の刑事裁判権が競合する場合には、軍隊構成員及び軍属による公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪に対する第1次裁判権を派遣国の軍当局に、その他の罪に対する第1次裁判権を受入国に分割している。更に、受入国が管轄権を行使すべき被疑者の身柄を派遣国が拘束している場合に受入国にその身柄を引渡す時期は、受入国の起訴後とされた（7条5項c）。

米国は、NATO軍地位協定の発効後に、日米行政協定にある刑事裁判権規定が「NATO並み」に改正されることを認めていた（17条1項）ことから、日米交渉が行われ、そのように、日米行政協定17条が改正された。

「行政協定第17条を改正する議定書及び同議定書に関する合意された公式議事録（1953年9月29日署名、同年10月29日発効）」によれば、日本が裁判権を行使すべき米軍人等の身柄引渡しに関しても、「被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国より公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行う」（17条5項c⁽¹²⁾）ものとされた。

その後、新日米安保条約（1960年1月19日署名、同年6月23日発効）と共に、新たに日米地位協定（1960年1月19日署名、同年6月23日発効）が締結された。在日米軍の軍人・軍属に対する刑事裁判権は、改正日米行

政協定と同様に、米軍の属人的管轄権と日本の属地的管轄権が競合する場合に、公務中の作為・不作為から生ずる罪については米軍当局が、それ以外の罪については日本当局が第1次裁判権を有する（17条3項）。日本が裁判権を行使すべき米軍の被疑者の身柄は、合衆国の手中にあるときには、日本が起訴するまで、合衆国が拘禁し続けると規定された（17条5項⁽¹³⁾c）。

このような状況の中で、1995年に発生した沖繩少女暴行事件⁽¹⁴⁾で、公務外で残虐な犯罪を行った米兵容疑者の身柄は、日米地位協定に守られて、逮捕状が出されていても起訴されるまで日本側に引渡されなかった。このことが沖繩県民の反米感情に火をつけ、日本の刑事裁判権が軽視されたとの感情と共に、日米地位協定の見直し論議が沸騰した。見直し論議について、米国は、日米地位協定の改正が世界的な連鎖反応を惹起しかねないことから、その改正に反対の立場であった。同様に、日本も、日米地位協定の見直し提案が逆に米国からの負担増の要求につながりかねないことから、当該見直しに消極的であった。結局、日米間で、日米地位協定の改正ではなく、運用上の改善という妥協策が合意された。

「刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意（1995年10月25日）⁽¹⁵⁾」によれば、

「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についての如何なる要請に対しても好意的な考慮を払う。」

米国の「好意的な考慮」により、米兵容疑者の身柄が起訴前に引渡されることが可能となったのである。もともと、この日米合同委員会の「合意」とは、条約や協定といった意味での法的拘束力を持たず、あくまで地位協定の運用上の解釈又は実施細目⁽¹⁷⁾といったものでしかない。規定方法も、「好意的な考慮を払う」という用語を使用して、日本はすべて米国の自由裁量に依存し、それを好意的に期待するという論理構造である。それ故、不確実で不安定な運用改善を修正すべく、米兵容疑者の身柄引渡しを米国に義務付ける改正案が、日本政府外で主張される⁽¹⁸⁾。

2) 国連軍地位協定

1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発し、米国を中核とする16ヶ国の国連加盟国が、安保理決議82（6月25日）、安保理決議83（27日）、安保理決議84（7月7日）、総会決議498（1951年2月1日）に従って、それに参戦していった。日本は、当該事態に対して、1951年9月8日の旧安保条約に付属する「吉田・アチソン交換公文」⁽¹⁹⁾において、参戦国軍隊が日本国内に滞留することを許可し、これに援助する義務を受諾することを明記した。そこで、朝鮮国連軍が後方地域としての日本国内で駐留する場合の法的地位に関する協定を締結する必要が生じた。

刑事裁判権について、協定交渉の当初は、NATO方式（管轄権の分割）を主張していた日本と旧日米行政協定方式（派遣国の専属的管轄権）を主張していた国連軍との意見対立があった。しかし、NATO軍地位協定の発効（1953年8月23日）に伴い、「NATO並み」にするために日米行政協定17条が改定された（1953年9月29日）ことを受けて、同様に、在日国連軍に対する刑事裁判権行使に関する議定書（1953年条約第28号、10月26日署名、29日発効）が締結された。同議定書の規定が、そのまま国連軍地位協定⁽²⁰⁾（1954年2月19日署名、6月11日発効）16条となった。いわば、NATO軍地位協定、改正日米行政協定、日米地位協定並びに国連軍地位協定は、刑事裁判権に関して、すべて同一規定となり、日本が裁判権を行使すべき軍人被疑者の拘禁も、当該派遣国の手中にあるときは、起訴されるまで当該派遣国が引き続き行うことになる。

註

- (9) 参照、拙稿「日米地位協定の見直し交渉過程覚書—公務外犯罪における米兵容疑者の身柄引渡しをめぐる—」『京都産業大学世界問題研究所紀要』第21巻2005年44-50頁。
- (10) 榎本重治編『武力紛争関係条約集』1957年83頁。
- (11) http://www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_17265.htm
- (12) 榎本『前掲書』91頁。
- (13) 松井編『ベーシック条約集2009』東信堂2009年929頁。
- (14) 拙稿（注9）46-47頁。

- (15) 外務省ホームページ所収、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_keiji_01.html
- (16) 現在まで、殺人や強姦といった凶悪犯罪事件で米兵容疑者の身柄引渡しを要請した事例は、7件（1996年7月の佐世保強盗殺人未遂事件、1998年10月の沖縄女子高生襲逃げ死亡事件、2001年6月の沖縄北谷町婦女暴行事件、2002年11月の沖縄具志川市婦女暴行未遂事件、2003年5月の沖縄金武町強姦致傷事件、2006年1月の横須賀強盗殺人事件、2008年3月の横須賀タクシー運転手強盗殺人事件）で、身柄引渡された事例は、1998年と2002年の事件以外の5件である。
- (17) 『官報 第134回参議院外務委員会会議録第6号』1995年11月9日13-14頁。
- (18) 2008年4月3日に民主党・社民党・国民新党の野党3党の日米地位協定改定案では、起訴に関係なく、「その者の身柄が合衆国の手中にあるとき、日本国の当局から被疑者の拘禁の移転の要請がある場合には、合衆国の軍当局は、これに同意する。」と提案している（19条〔現行17条〕5項d）。<http://www.dpj.or.jp/news/files/kaiteian.pdf>
- (19) 田畑・高林編『基本条約・資料集（第6版）』1989年427頁。
- (20) 国連軍地位協定に基づいて、7つの在日米軍施設・区域（嘉手納飛行場、普天間飛行場、ホワイトビーチ、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場）が国連軍の使用に供されている。国連軍後方司令部は、1957年からキャンプ座間に設立されていたが、2007年11月2日に横田飛行場に移転されることとなった。司令部要員として4名が常駐し、国連軍地位協定の締約国（現在は米、英、仏、加、豪、ニュージーランド、フィリピン、タイの8カ国で、当初はトルコ、イタリア、南アフリカを加えた11カ国であった）から構成されている23名の連絡将校団が各大使館に常駐している。参照、『官報 第145回参院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第5号』1999年5月12日40-41頁、外務省プレスリリース「国連軍後方司令部のキャンプ座間から横田飛行場への移転について」2007年10月26日付（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/10/1175874_814.html）。

3. 在外自衛隊の地位協定

次に、日本が派遣国として締結した自衛隊に関する地位協定を概観する。

1) カンボジア PKO (Peace Keeping Operations、平和維持活動) 派遣

陸上自衛隊は、1992年9月から93年9月までの1年間、カンボジアのタケオ州に「日本施設大隊」約1,200名(約600名×2次)の自衛官を、カンボジア PKO (国連カンボジア暫定機構、UNTAC) の構成員として駐留させた。

国連 PKO 軍は、国連総会又は安全保障理事会による PKO 設置決議の後に、国連と兵員提供国との兵員提供協定及び国連と PKO 受入国との国連軍地位協定という二層構造の法的枠組みの中で派遣される。派遣部隊の受入国内での法的地位は、それぞれの PKO によって多少異なることがあるけれども、国連軍地位協定モデル案⁽²¹⁾が、受入国における派遣部隊の法的地位についての国連の考え方を示しており、国際社会において一般的に受け入れられている。⁽²²⁾ その47項bによれば、「国連平和維持活動の軍事部門の軍事構成員は、[受入国・地域] で犯すことのあるすべての犯罪について、各参加国(著者注一兵員提供国)の専属管轄に属する。」すなわち、PKO 軍要員が PKO 公務内だけでなく、PKO 公務外での犯罪行為を行ったとしても、彼らへの刑事管轄権は、PKO 受入国ではなく、派遣国が専属的に行使できるのである。ちなみに、カンボジア派遣の自衛隊員による交通事故3件が発生し、軍隊派遣国の日本がそれぞれ関係者の処分をしている。⁽²³⁾

その後、日本は、同様の法的地位にある国連 PKO 軍の枠内で、国連モザンビーク活動(ONUMOZ)に輸送調整部隊(93.5～95.1)、国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)に輸送部隊(96.2～)、国連東ティモール暫定行政機構・国連東ティモール支援団(UNTAET、UNMISSET)に施設部隊(02.3～05.6)を派遣してきた。

2) ザイール難民救援派遣

1994年4月、ルワンダでは内戦が再発・激化したことにより、大量難民が周辺諸国に流入し、隣国ザイールには難民総数が140万人を超えるに至った。このような状況の中で、陸上自衛隊は、ルワンダ難民の救援活動

のために、1994年9月から12月までザイール東部のゴマ市に「ルワンダ難民救援隊」として約260名が駐留した。その駐留に関しては、日本は、1994年9月12日にザイール共和国の同意を得た。派遣隊員の法的地位については、日本・ザイール間で、外交関係条約に定める「『事務及び技術職員』⁽²⁴⁾と同等の法的地位を享有することを確認する外交上の公文を取り交わし」た。そして、「同隊員は、刑事裁判権に関しては、公務中の行為であるか否かを問わずすべての行為についてザイール共和国の裁判権からの免除を享有し、また、民事裁判権及び行政裁判権に関しては、公務中の行為についてザイール共和国の裁判権からの免除を享有することとなっている。」

ここで言及されている外交関係条約を概観すると、先ず外交使節団の中の外交職員（外交官）は、身体の不可侵（29条）、個人住居の不可侵（30条）、裁判権からの免除（31条）、社会保障に係る免除（33条）、課税の免除（34条）、役務の免除（35条）、関税と検査の免除（36条）の特権免除を享有している。他方、外交使節団の事務及び技術職員⁽²⁵⁾は、29条から35条までの特権・免除を享有する（37条2項）。つまり、事務及び技術職員は、31条1項第1文に規定されているように、接受国の刑事裁判権から免除されている。もっとも、31条1項に規定する民事裁判権及び行政裁判権からの免除については、公務外での行為には及ばない。従って、ザイールは、自衛官を如何なる方法によっても抑留し又は拘禁することができないし、公務遂行中であるか公務外であるかに関わらず、自衛官に対する刑事管轄権は、軍隊派遣国（日本）の専属となった。

3) イラク復興支援派遣

陸上自衛隊は、イラク紛争（2003年3月20日～5月1日）終了後の混乱した治安状況の中で、2004年1月から2006年7月まで約2年半、人道復興支援活動のためにイラクのムサンナ県サマーワに駐留した。イラク復興支援群約500名が10次にわたり派遣され、イラク復興業務支援隊約100名が5次にわたり派遣されたことから、駐留した自衛隊員は、総勢約5,600

名にも上った。

陸自隊員は、2004年6月28日（イラクへの主権移譲）まで連合暫定施政当局（Coalition Provisional Authority, CPA）に参加する多国籍軍⁽²⁶⁾の一員として、「CPA 命令第17号—連合国及び外国連絡ミッションの要員並びに請負業者の地位—（2003年6月26日付）」をイラク国内での法的根拠とした。その第2節（連合国及び外国連絡業務の要員）において、連合国軍は、「イラクの法手続きから免除され（1項）」、「すべての連合国要員は、その母国の専属的管轄権に服し、地域（著者注—イラク）の刑事、民事及び行政管轄権から、そして、その母国の代理として行動する者による以外、如何なる形態の逮捕又は抑留からも免除される（4項）。」また、「母国では刑事制裁がない行為をイラクで犯した連合国要員について、CPAは母国に対してイラク法で当該行為を審理するために管轄権の放棄を要請することがある（5項）。」という。

多国籍軍によるイラク占領が終了し、イラク暫定政府に統治権限が完全に移譲された2004年6月28日以降について、日本は、引き続き、「自衛隊は多国籍軍の中で今後とも活動を継続する。」⁽²⁷⁾とした。そのため、イラクの主権移譲以降、在イラク自衛隊員の法的地位は、「CPA 第17号改正—イラク駐留の連合国暫定当局 CPA、イラク多国籍軍司令部 MNF-IRAQ、若干のミッション及び要員—（2004年6月27日）」⁽²⁸⁾が規定している。改訂版も、同様に、第2節「イラクの法手続き」において、多国籍軍や CPA が「イラクの法手続きから免除され（1項）」、「すべての多国籍軍、CPA、外国連絡ミッション要員及び国際コンサルタントは、派遣国の専属的管轄権に従う。彼らは、派遣国の代理として行動する者による以外、如何なる形態の逮捕又は抑留からも免除される（3項）。」「多籍軍要員の派遣国は、派遣国の軍法に服するすべての要員に関する派遣国の国内法により当該要員に付与される刑事及び懲戒上の管轄権をイラク内で行使する権利を保有し得る（4項）。」こうして、イラク駐留の自衛隊員に関する刑事管轄権は、派遣国・日本の専属であった。

ちなみに、日本は、主権移譲後の自衛隊駐留に関するイラクの同意につ

いて、以下のような論理で説明している。⁽²⁹⁾ 自衛隊の法的地位を確保するためには、イラク暫定政府の同意を得ることが不可欠であったが、当時、「わが国が独自にこれらを確保することは、イラク暫定政府に関わる様々な不確定要素の存在により現実問題として不可能であった。他方、イラク多国籍軍については、連合暫定施政当局（CPA）の命令第17号の改正等により、イラクにおいてその法的地位がしかるべく確保されることが見込まれ」、イラク暫定政府首相から国連安全保障理事会議長宛の書簡において、「その駐留の維持が要請されていたことから、自衛隊がイラク多国籍軍の中で活動する場合には、所要の法的地位及びイラク安定政府の同意が得られることとなると考えられた。」換言すれば、イラクが多国籍軍の駐留を要請したことがその一員である日本の駐留も同意したことになると、日本政府は推定しているのである。

4) クウェート空輸支援派遣

日本は、上記のイラク紛争後に、イラク復興支援活動として、イラクに陸上自衛隊を派遣するとともに、人道復興関連物資の輸送のためにクウェートに航空自衛隊を派遣した。航空自衛隊のイラク復興支援派遣輸送航空隊（C-130輸送機3機）は、2003年12月から2009年2月まで6年3ヶ月間、クウェートのアリ・アル・サレーム空軍基地内に駐留した。派遣当初は、陸自派遣部隊への補給物資や関係国・関係機関の人道復興関連物資・人員などの輸送を担当し、陸自派遣部隊の撤収（2006年7月）後も、国連及び多国籍軍に対する空輸支援活動を実施した。派遣要員数は、約210名を16次にわたり、総勢約3,500名にも上った。

空自隊員の法的地位を定めるために、2003年12月22日に「クウェート国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とクウェート政府との間の書簡の交換」⁽³⁰⁾がクウェートにおいて行われた。それによれば、部隊隊員は、「クウェート国の法令、慣習及び伝統を尊重するものとし、国内問題に介入しない義務を有する（2項b）。」また、部隊隊員は、「クウェート国の領域において、1961年4月18日の外交関係に関するウィー

ン条約に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除をクウェート国により与えられる（3項）。」部隊隊員による「公務の遂行中のものではない作為又は不作為であって、傷害、損害又は損失を生じさせたもの」に起因する請求権をクウェート国が有する場合は、日本政府は、相互主義に基づき、クウェート国が当該請求権に関して得られた判決の履行を確保することを支援するよう努める（5項a）。」クウェート国政府は、部隊隊員による「公務の遂行中の作為又は不作為であって、傷害、死亡、損失又は損害を生じさせたもの」につきまたはこれらに関連してクウェート国の領域において生ずる第三者の請求権を自国の法令に従って処理し、解決する。日本国政府は、そのような請求に関し、クウェート国政府に対して公正かつ合理的な賠償を行う（5項b）。」

このように、クウェート駐留の自衛隊員は、外交関係条約上の「事務及び技術職員」の特権免除を享有することから、ルワンダ難民支援派遣と同様に、受入国の刑事裁判権から完全に免除され、派遣国・日本の専属管轄となる。もっとも、部隊隊員の公務外での行為に対する民事管轄権はクウェート側にあり、また、日本は部隊隊員による公務遂行中の行為に関する賠償責任を有する。

5) ジブチ海賊対処派遣

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案が多発・急増している中、国連安全保障理事会は、海賊行為の防止のために軍艦及び軍用機の派遣を要請する決議（1816、1838、1846、1851）を採択した。日本は、その要請を受けて、2009年3月13日に海上警備行動（自衛隊法82条）を発令して、翌日、海上自衛隊の「派遣海賊対処水上部隊（護衛艦2隻）」を派遣した。更に、5月15日に、P3C哨戒機2機で編成される「派遣海賊対処航空隊」の海上警備行動に基づく派遣命令が発出された。派遣海賊対処航空隊は、航空機警備・基地業務の陸自中央即応連隊50名を含む150名から成る統合任務部隊であり、現在、ジブチ国際空港内のWランプにP3Cを駐機させ、隊員を米軍基地内に宿営させている。洋上監視飛行は、6月11

⁽³¹⁾
日より開始された。

当該航空隊の派遣に先立つ4月3日に、日本の外相とクウェートの外相が「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」⁽³²⁾が締結された。

それによれば、部隊隊員は、「ジブチ共和国の法令を尊重するものとし、ジブチ共和国の国内問題に介入しない義務を有する（3項b）。」また、「ジブチ共和国の領域内において、1961年4月18日の外交関係に関するウィーン条約の関連規定に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除と同様の特権及び免除をジブチ共和国政府により与えられる（5項）。」「日本国の権限ある当局は、ジブチ共和国の領域内において、ジブチ共和国の権限のある当局と協力して、日本国の法令によって与えられたすべての刑事裁判権及び懲戒上の権限をすべての要員（著者注一自衛隊員を含む）について行使する権利を有する（8項）。」「民間又は政府の財産の損害又は滅失に関する請求及び人の死亡又は障害に関する請求は、当該請求の当事者間の協議を通じて友好的に解決する（9項a）。」「部隊は、その施設内の秩序を維持するため、警務隊を設置することができる（15項c）。部隊の警務隊は、また、ジブチ共和国の軍事警察又は警察と協議し及び協力して、部隊隊員間の秩序及び規律の維持を確保するために施設外で行動することができる（15項d）。」

以上から、ジブチ派遣の自衛隊員は、外交関係条約上の「事務及び技術職員」の特権免除を享有することから、ザイール派遣やクウェート派遣と同様に、受入国の刑事裁判権から完全に免除され、派遣国・日本の専属管轄となる。

註

(21) 国連事務総長報告書 A/45/594 (9 Oct. 1990), p. 12. 「国際連合と受入国との間の国連軍の地位に関するモデル協定案」『外国の立法』31巻1号 (1992.1) 18頁。また、地位協定 (SOFA) を国連用語で「ミッション地位協定 (Status of Mission Agreement, SOMA) と称されることもある。

(22) 例えば、国連がスーダン問題に関連して、「国連スーダンミッション

(UNMIS)」の派遣を決定した安保理決議において、国連とスーダン政府が決議採択後30日以内に地位協定を締結するように要請するとともに、「当該協定の締結まで1990年10月9日付の地位協定モデル案を暫定的に適用される」と規定している（安保理決議S/RES/1590（2005）16項（ii））。

- (23) ①隊員運転の特大型トラックとバイクとの衝突事件で現地男性が死亡し、当該隊員を注意処分、②隊員運転の四輪駆動ワゴン車と自転車との衝突事件で現地女性が死亡し、当該隊員を減給1月15分の1、③隊員運転の特大型トラックと大型トラックとの衝突事件で1名死亡・数名負傷し、当該隊員を減給1月5分の1とした。『官報 第159回参院イラク特別委員会会議録4号』2004年2月6日21頁。
- (24) 『内閣参質131第3号 参議院議員甄正敏君提出自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問に対する答弁書』1994年11月1日。なお、当該公文は未公開である。
- (25) 参照、横田喜三郎『外交関係の国際法』1963年410頁。
- (26) 日本を含む33ヶ国から約16万人の部隊が派遣された（2004年5月現在）。参照『日本の防衛 防衛白書平成16年版』12-13頁。
- (27) 閣議決定「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」2004年6月18日、6月28日、『日本の防衛 防衛白書平成20年版』372頁。
- (28) http://cpa-iraq.org/regulations/20040627_CPAORD_17_status_of_Coalition_Rev_with_Annex_A.pdf
- (29) 『内閣衆質160第18号 衆議院議員仙谷由人君提出イラク問題に関する質問に対する答弁書』2004年8月10日、二の⑥及び⑧について。
- (30) 「外務省告示第10号」『官報 第3767号』2004年1月14日2-3頁。
- (31) 海賊対処法（平成21年6月24日法律第55号）が7月24日に施行されたことから、当該行動の法的根拠は、7月29日から海上警備行動から海賊対処法及び自衛隊法82条の2（海賊対処行動）となった。
- (32) 「外務省告示第223号」『官報 第5055号』2009年4月20日2-4頁；「プレスリリース 中曽根外務大臣とユスフ・ジブチ共和国外務・国際協力大臣の会談について」http://www.mofa.go.jp/mofaji/press/release/21/4/1190104_1096.html

4. 地位協定の国際比較—ジブチ関連—

ジブチは、上記のように、日本と自衛隊の駐留に関する地位協定を締結したが、他方で、同じ時期に、米国及びEUと在ジブチ駐留軍に関する地

位協定を締結している。特に、EUとの地位協定は、ソマリア近海での海賊対処という日本と同じ目的で派遣されたEU主導軍のためであった。以下、自衛隊に関する地位協定を国際比較するために、米国・ジブチ地位協定及びEU・ジブチ地位協定を取り上げる。

1) 米国・ジブチ地位協定

米国は、現在、日本の自衛隊が駐留しているジブチに米国アフリカ司令部を置き、陸軍500名、海軍700名、空軍300名、海兵隊400名を派遣し、海軍航空基地1ヵ所を保有している⁽³³⁾。駐留米軍の法的根拠は、「ジブチ共和国政府及びアメリカ合衆国政府間の軍の地位協定（米国・ジブチ地位協定）」（2001年12月20日署名、同日発効⁽³⁴⁾）及び「アメリカ合衆国政府とジブチ共和国政府との間のジブチ共和国内の施設へのアクセス及び使用に関する協定（米国・ジブチ施設使用協定）」（2003年2月19日に署名、同日発効⁽³⁵⁾）である。

米国・ジブチ地位協定によれば、「第1条 訓練、人道的救援活動、演習その他合意された諸活動に関連してジブチ共和国に暫定的に駐留する米国防省の軍人及び軍属は、1961年4月18日の外交関係に関するウィーン条約の下で在ジブチ米国大使館の事務・技術職員に付与される地位と同様のものが付与される。」

「両国の防衛関係及びテロリズムに対する戦いを支援する両国間の協力強化に関する協定の締結を希望し」（前文）締結された米国・ジブチ施設使用協定によれば、「第6条（米要員の地位）1 米国要員（著者注一軍事要員及び軍属要員を含む）は、1961年4月18日の外交関係に関するウィーン条約の下で在ジブチ米国大使館の事務・技術職員に付与される地位と同等のものが付与される。2 ジブチ共和国政府は、米要員に対する米軍当局による懲戒上の統制が特に重要であることを認識し、それ故、ジブチ共和国政府は、米国政府が当該要員に対する専属的刑事管轄権を行使することを容認する。3 当事国は、米要員が米国政府の明確な合意なく、国際裁判所や他の団体又は国家に引渡され、その他それらによる拘禁のために移送

されることがないことを確認する。」

「第11条（請求権）請負契約上の請求権を除いて、当事国は、本協定の下でジブチ共和国内の活動から発生する各当事国の所有する財産の損害、喪失若しくは破損又は各当事国の軍事要員及び軍属要員の死亡若しくは負傷に関するすべての請求権を相互に放棄する。」

上記の規定から、ジブチに駐留する米国軍人及び軍属は、大使館勤務の事務・技術職員と同程度の特権・免除を享有しており、当該人物への刑事管轄権は、専ら派遣国の米国に依拠することになる。

2) EU・ジブチ地位協定

EU 閣僚理事会（The Council of the European Union）は、ソマリア近海
の海賊行為を防止するための国連安保理決議1816（2008年6月2日）及び
1846（2008年12月2日）の要請に対応して、2008年11月10日に、EU 軍
事作戦「アタランタ作戦⁽³⁶⁾」に関する合同活動（Joint Action 2008/851/CFSP）
を採択した。その合同行動11条は、第三国の領域に駐留し、第三国の領海
又は内水で活動する EU 主導軍（European Union-led forces, EUNAVFOR）
及びその要員の地位は、EU 条約24条〔協定の締結〕に規定された手続き
に従って合意される、と規定している。ジブチ共和国は、2008年12月1
日付の書簡で、国内での EU 軍の展開についての合意及び当該軍の地位に
関する協定を締結する意思を表明した。

このような状況の中で、EU 閣僚理事会決定2009/88/CFSP（2008年12月
22日）が採択され、「アタランタ EU 軍事作戦の枠組み内でのジブチ共和
国に駐留する EU 主導軍の地位に関する EU とジブチ共和国との間の協定
（EU・ジブチ地位協定）」（2009年1月5日署名、同日発効⁽³⁷⁾）が締結され
たのである。

EU・ジブチ地位協定によれば、「第6条（受入国により付与された
EUNAVFOR 要員の特権・免除）1 EUNAVFOR 要員は、如何なる形式の
逮捕又は拘禁の責を負わない。受入国の警察当局が公道で行われていると
の現行犯を発見した場合に、犯人が受入国の国民の身体的保全を侵害した

ならば、権限ある EUNAVFOR 当局の到着まで当該人物の保護を確保するためにその者を拘留することが許される。」「3 EUNAVFOR 要員は、受入国の刑事管轄権からの免除を享有する。EUNAVFOR 要員の刑事管轄権からの免除は、場合により、派遣国又は関連の EU 機関によって放棄できる。当該放棄は、常に書面によらなければならない。4 EUNAVFOR 要員は、口頭又は書面に関して、そして彼らの公務の遂行中に彼らが行った行為すべてに関して、受入国の民事及び行政管轄権からの免除を享有する。」
「第 8 条（刑事管轄権）派遣国の権限ある当局は、受入国の領域において受入国の権限ある当局と協力して、派遣国の法によって付与されたすべての刑事裁判権及び懲戒上の権限を、派遣国の関連法に従うすべての EUNAVFOR 要員について行使する権利を有する。」

以上から、EU 主導軍要員は、受入国ジブチの刑事管轄権から免除され（6 条 3 項）、派遣国の専属的刑事管轄権に服する（8 条）。また、当該要員による公務遂行中の行為も、受入国の民事及び行政管轄権から免除される（6 条 4 項）。これらの規定は、文言上言及されていないけれども、外交関係条約上の事務・技術職員に付与される特権・免除と同一内容である。

註

- (33) The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 2009*, p. 42.
- (34) HEINONLINE (<http://heinonline.org>), Citation: 5971 KAV.
- (35) <http://www.state.gov/documents/organization/97620.pdf>
- (36) EUNAVFOR アタランタ作戦は2008年12月8日に発足し、2009年12月13日に終了予定であったが、同日より1年延長することになった。09年3月段階で、英、仏、独、伊、スペイン、ギリシャの艦船が参加している。参照『日本の防衛 防衛白書平成21年度版』94頁、http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/esdp/108482.pdf
- (37) *Official Journal of the European Union*, L33, vol.52, 3 Feb. 2009, pp. 41-48.

5. 地位協定の分類とその特徴

軍隊は、国家権力を体現するものであり、主権国家の並存状況にある国際社会において、ある国家に外国軍隊が駐留するか否か、駐留する場合にどのような条件で駐留するかは、すべて受入国の同意に依拠している。換言すれば、派遣国は、駐留軍隊構成員に対して、受入国が許可する管轄権しか行使できないのである。その具体的内容は、地位協定に規定される。Dieter Fleck は、特権免除の範囲に関連して、一般的に3つのカテゴリーに分類される⁽³⁸⁾、という。

第1に、公務の遂行上違反行為が行われたか否かに関係なく、また、行為者であるか被害者であるかに関係なく、派遣国に、自国軍事要員に対する専属的管轄権を付与する専属型協定である。この例は、最近までごく稀であり、領域主権原則を侵害し、通常は、少数の顧問要員が外国に駐留する限定的な事態にしか利用しないという。そして、平時では規定されないけれども、武力紛争時に、多くの地位協定に、派遣国の軍隊構成員に対する専属的管轄権が規定されているという⁽³⁹⁾。また、軍事占領後の残滓としてか（例えば、旧日米行政協定）、若しくは Dieter Fleck 曰く、「より衡平に均衡の取れた合意が可能ではない政治状況の国と当該協定が締結されること⁽⁴⁰⁾がある」という。

第2に、管轄権が、違反行為の種類やその犯行場所によって、派遣国と受入国とによって分割されている条件型協定である。駐留軍の基地、施設その他一定の領域内にいる派遣国軍事要員に幅広い特権免除を規定するが、他方で、その領域外で発生する違反行為は、受入国の管轄権とするもので、今日ではほとんど存在しないという。

第3に、競合する管轄権の体制を規定する競合型協定である。これは、自国軍隊構成員に対する管轄権を保持したい派遣国と領域主権を堅持したい受入国双方の要請を調整するものであり、今日の標準型とも言える。ここでは、派遣国も受入国も、他国法でなく、自国法を侵害する違反行為に対する専属的管轄権が一般的に付与されているけれども、犯罪が両方の管

轄する法に抵触する場合に、優先システム（第1次裁判権又は第2次裁判権）が導入される。派遣国は、公務遂行中に発生した違反行為に関して、当該要員に対する第1次裁判権が付与される一方、受入国は、それ以外の全事例において第1次裁判権がある。刑事管轄権に関して、現在、日米地位協定を含むほとんどの地位協定は、NATO軍地位協定7条をモデルとしている⁽⁴¹⁾という。ここでの議論の主たる争点は、「公務中」か否か、決定するのは誰か、である⁽⁴²⁾。

米軍は、派遣国が専属的管轄権を保有する場合以外に、刑事管轄権に関連して、以下の4つのカテゴリーに分類している⁽⁴³⁾。第1は、NATO軍地位協定の競合型である。第2は、外交関係条約上の事務・技術職員の地位（A&Tの地位）を付与する場合である。この方式は、Dieter Fleckの指摘にもあるように、通常、大規模や長期の展開には使われなく、典型的には、軍事顧問団や戦闘司令本部や米大使館若しくは他の外交代表によって取り扱われるという。米国アフリカ司令部の設置に関連して、米国・ジブチ地位協定は、まさしくこの分類に該当する。第3は、派遣国と受入国が協定を締結しないで、受入国（例えば、コモンウェルス諸国）が、「訪問軍法（Visiting Forces Acts）」という国内法を介して、軍隊構成員を保護する場合がある。管轄権の規定方式は、NATO軍地位協定型（競合型）かA&Tの地位型（専属型）のどちらかである。第4は、派遣国の保護を受けることなく、受入国の管轄権を全面的に受諾して、米軍が外国領域に展開する場合である。その場合、米軍は、基本的には「旅行者」扱いとなる。当該事態を回避することが米国の政策であるけれども、管轄権の保護なく米軍をある国に派遣する政治的決定が行われる事例が幾つかあるという。

註

(38) Dieter Fleck, *The Handbook of the Law of Visiting Forces*, 2001, pp. 102-103.

(39) 日米地位協定17条11項によれば、締約国は、敵対行為発生時に17条の適用を停止させる権利を有している。米韓地位協定22条11項は、敵対行為発生時に、刑事管轄権規定が直ちに停止し、米国が自国軍隊構成員に対する専属的管轄権を保有することを規定している。白井京訳「アメリカ合衆国と大韓民

国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定』『外国の立法』220号（2004.5）204頁。

(40) Fleck, note (38), p. 102.

(41) *Ibid.*, p. 108.

(42) 日米地位協定の議事録によれば、17条3項(a)(ii)に関して、「その罪が公務執行中の作為又は不作為から生じたものである旨を記載した証明書でその指揮官又は指揮官に代わるべき者が発行したものは、反証のない限り、刑事手続きのいかなる段階においてもその事実の十分な証拠資料となる。」と規定され、米側に極めて有利な運用状況となっている。地位協定研究会『日米地位協定逐条批判』1997年156-157頁。日米地位協定議事録は、www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/gjji_fulltext.pdf

(43) US Army, *Operational Law Handbook 2008*, pp. 121-122.

6. まとめにかえて

一般的に、地位協定には、刑事・民事・行政管轄権、軍事要員の制服着用、武器の携行、無線周波数の利用、運搬手段（車両など）の免許証、課税・関税規則、紛争解決手続きなどが規定されているけれども、それらに限定されるものではない。つまり、地位協定に関する公式的な様式があるわけではないので、規定項目も類似しているが同一ではなく、分量も1頁足らずのものから200頁を超えるものまである。軍隊の派遣・受入の目的も、軍事同盟、軍事協力（受入国軍の訓練や技術支援など）、平和維持ミッション、紛争後の平和構築など多様である。条約形態として、二国間協定や多数国間協定もあるし、条約名称として、「協定 (Agreement)」や「交換公文 (Exchange of notes)」もある。

このように多種多様な地位協定の中で本稿が取り上げた地位協定は、特権・免除に関して、「図1：刑事管轄権による地位協定の分類」のように、区分される。では、軍隊受入国における派遣国軍事要員に対する刑事管轄権が派遣国の専属となる協定と派遣国・受入国の競合になる協定の成立過程の違いは、どこから来るのであろうか？日本は、日米地位協定で裁判権や逮捕権を要求している一方で、クウェートやイラクでは逆の立場に

図1 刑事管轄権による地位協定の分類

	外国軍の日本国内駐留	自衛隊の海外駐留	外国軍の海外駐留
専属的管轄権	旧日米地位協定	PKO (カンボジア他) イラク CPA 命令	E U・ジブチ協定
A&T 型地位 (外交関係 条約に言及)		ザイール交換公文 クウェート交換公文 ジブチ交換公文	米・ジブチ地位協定 米・ジブチ施設協定
競合的管轄権	改正日米行政協定 国連軍地位協定 日米地位協定 (運用改善合意)		NATO 軍地位協定 米韓地位協定

立っているという矛盾点が指摘され、日米地位協定の改定を求めながら、⁽⁴⁵⁾ジブチ協定を締結することはダブルスタンダードではないか、との批判が主張されるのも、一見、無理からむようにも思える。

先ず、地位協定の前提となる外国軍隊の受入れをどのように理解するのか。諸国家が友好関係の促進のために派遣する外交使節団の場合、「国を代表する外交使節団の任務の能率的な遂行を確保する」(外交関係条約前文)のために、特権・免除(刑事・民事・行政管轄権など)が付与されている。特権・免除を付与された外交使節は、実際、国家の軍事力・政治力・経済力に関係なく、相互に派遣されており、外交使節の派遣国と接受国の間には、⁽⁴⁶⁾互換性が成立していることから、外交使節の特権・免除制度は普遍的に受け入れられている。⁽⁴⁷⁾

他方、地位協定の場合、締約国(軍隊派遣国と軍隊受入国)は、一般的に、⁽⁴⁸⁾互換性の関係に立っていると思われない。というのも、軍隊派遣国が、受入国の軍隊を相互的に受け入れる必要性や意義が見出せず、想定しがたい。地位協定を締結するのは、軍隊派遣国側には派遣だけの政治的・軍事的意義があり、軍隊受入国側には受入だけの国内の積極的側面があるからである。換言すれば、共同防衛する側と防衛支援を受ける側(軍事同盟の場合)、国内の平和を維持・回復する側とそれを依頼する側(平和維持活動又は平和構築活動)の立場の違いが歴然と存在する。この

図2 受入国の治安状況による地位協定の分類

良好	⇔	受入国の治安状況		⇔	悪化
国際法上の平時			国際法上の戦時		
平穏・安定状態	隣国が騒擾状態	騒擾状態	占領時、休戦・停戦時	交戦時	
日米地位協定	クウェート派遣	ザイール派遣	多国籍軍イラク派遣	有事条項	
NATO軍地位協定	日・ジブチ派遣		国連PKO派遣		
米韓地位協定	米・ジブチ派遣				
	EU・ジブチ派遣				
競合型協定	専属型・A&T型協定			適用停止	

事実から、軍隊受入国は、協定を結ばない自由や協定を破棄する自由（国家主権）を保有しているとは言え、地位協定の交渉において不利な立場（特権・免除の付与による主権制限）に立つことは明らかである。問題は、受入国の主権制限の範囲をどのように決定するか（派遣国の専属的管轄権を認めるか、今日の標準型である競合的管轄権に収めるか）、である。受入国の主権制限の範囲を決める主たる判断基準として、Dieter Fleckが指摘したように、「より衡平に均衡の取れた合意が可能ではない政治状況」⁽⁴⁹⁾、すなわち、受入国の「治安状況基準」が挙げられる。図2は、受入国の治安状況により地位協定を区分している。日本政府も、地位協定を締結する場合の留意点として、「自衛隊員の安全性と任務の円滑性」⁽⁵⁰⁾を指摘している。国連PKOの場合は、紛争当事国（者）間の休戦・停戦時に派遣されることを前提としている点から、紛争当事国内での治安状況が悪化しており、国連PKO要員の安全確保が当該国家の治安維持能力・司法解決能力に依存できないことは明白である。それ故、受入国が、国連PKO要員に関連した犯罪に関する何らかの刑事管轄権を保持していなくとも、それが非合理的であるとは必ずしも言えない。イラク派遣（占領時及び占領終了直後）⁽⁵¹⁾及びザイール派遣（大量難民による治安悪化）⁽⁵²⁾政治状況について、同様のことが指摘できる。

補助的な基準として、「国際的実行基準」が考えられる。国連PKOの一員として日本が参加し、自国軍事要員に対する専属的管轄権が付与されるとしても、国連内で一般的に是認されている国連軍地位協定モデル案に

従っている限り、そこには客観的な正当性がある。⁽⁵³⁾ 日本も参加していたイラク派遣の多国籍軍は、軍事大国だけでなく発展途上国も含む30ヶ国を超える多数の国家から構成されていたこと、並びにCPAは、国連によつて設立されたわけではないが、国連安保理決議⁽⁵⁴⁾によって占領行政当局として追認された。これらから、CPA 命令第17号に規定された派遣国による専属管轄権は、一般的に受容されていたと理解できる。また、日本・ジブチ協定（2009年）は、明らかに、事前に締結された米・ジブチ地位協定（2001年）、米・ジブチ施設使用協定（2003年）及びEU・ジブチ地位協定（2008年）を参考にして、同時期に同じ目的（海賊行為の防止）のために締結されたものである。それ故、「外交関係条約上の事務・技術職員」に言及するか否かに関わらず、日本、米国及びEUのジブチとの地位協定での刑事管轄権規定が同一内容となっている分、消極的な反論ではあるが、日本だけがダブルスタンダードとの批判を受ける必要はない。⁽⁵⁵⁾

では、自衛隊のクウェート派遣はどのように評価すべきか。クウェートの当時の治安状況が不明なので断言できないけれども、上記の基準（治安状況及び国際的実行）に該当しないように思えるので、ダブルスタンダードとの批判が該当するかもしれない。もっとも、クウェートは、イラク戦争・イラク占領の重要な後方基地として活用されていたことから、たとえ国内の治安状況が悪くないとしても、イラクでの多国籍軍による円滑な任務の遂行が、クウェートの安全保障上最重要課題⁽⁵⁶⁾と考えていたことから、軍隊派遣国（日本）の専属的管轄権を受諾したとも考えられる。

地位協定に関して、日本が軍隊受入国として要求する内容と軍隊派遣国として交渉した内容を単純に比較することは、国際法上あまり意味をなさないように思われる。地位協定を考える上で、むしろ、地位協定の内容に関わる基準の明確化が重要ではなかろうか。

今まで外国軍隊（米軍）を受け入れてきた日本は、現在、外国に自衛隊を派遣し駐留させている。今後も同様の機会が訪れるであろう。そして、自衛隊及び自衛隊員の海外派遣回数が増えれば増えるほど、従来のように厳選されたエリート集団だけが派遣されるという状況も維持することが困

難となるかもしれない。その結果、海外での自衛隊による事件・事故・不祥事の発生率も当然高まることになる。その時に、現実の問題として、日本と自衛隊受入国との地位協定の適用問題が発生してくる。今後、日本は、諸外国による地位協定の規定内容及びその締結環境との関連性を再確認すると共に、様々な事態の発生を想定して、自衛隊員に関する地位協定の内容を事前に十分検討しておくことは言うまでもない。

註

- (44) Cf. R. Chuck Mason, “Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It Been Utilized?”, *CRS Report for Congress*, June 18, 2009, p. 3; Geneva Centre for the Democratic Control of Armed Forces (DCAF), *Status of Forces Agreement Between the Republic of Iraq and the United States of America*, 2008, p. 8.
- (45) 吉岡吉典参議院議員の発言『官報 第159回参院イラク人道復興支援活動・武力攻撃事態対処特別委員会会議録第4号(2004年2月6日)』24頁。
- (46) 白眞勲参議院議員の発言『官報 第171回参院外交防衛委員会会議録第19号(2009年6月16日)』8頁。
- (47) 2009年1月1日現在、外交関係条約の締約国数は、187ヶ国である。参照、奥脇編集代表『国際条約集 2009年版』有斐閣922頁。
- (48) もっとも、NATO 諸国の場合には、軍隊派遣国が軍隊受入国となっている。しかし、派遣軍の要員数から米国とその他の NATO 諸国の関係を考えて場合、圧倒的に、米国は派遣国側に、他の NATO 諸国は受入国側に固定されており、ここでも、派遣国と受入国との非互換性が指摘できる。
- (49) Fleck, note (38), p. 102.
- (50) 『官報 第156回参院外交防衛委員会会議録第18号(2003年7月22日)』28頁。
- (51) 参照、『日本の防衛 防衛白書平成16年版』10-11頁。
- (52) 無政府状態とまでは言えなくても、「ザイール政府は存在していたが、十分に機能しているとは言い難い状態」であったという。神本光伸『ルワンダ難民救援隊 ザイール・ゴマの80日』2007年293頁。
- (53) 一般的に、国連のための任務を行う専門家も「任務の期間中、任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除」が付与されている(国連特権免除条約6条)。
- (54) S/RES/1483 (2003), 22 May 2003 ; S/RES/1511 (2003), 16 Oct. 2003.
- (55) ジブチ(人口50万人、兵力10,450人)では、駐留外国軍(仏・独・米軍)約5,000人が同国の国防・治安維持に大いに貢献していることから、地位協定

の締結には、当該治安状況の側面も当然考慮されていると考えられる。Cf. note (33), *The Military Balance 2009*, p. 299.

(56) 参照、「クウェートの外交基本方針」、http://www.kuwait-embassy.or.jp/outline_01.shtml